

令和8年第1回定例会議案説明資料

- 1 議案第5号 令和7年度千葉市一般会計補正予算(第7号) 中所管
  - 生活保護費等追加給付(繰越明許の設定)・・・・・・・・・・ P 2
  - 生活保護費等国庫負担金償還金・・・・・・・・・・ P 4
  - 社会福祉基金積立金・・・・・・・・・・ P 5
  - 検診事業・・・・・・・・・・ P 6
  - 妊婦乳児健康診査事業・・・・・・・・・・ P 7
  - 病院事業繰出金・・・・・・・・・・ P 8
  - 予防接種事業・・・・・・・・・・ P 9
  - 新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫補助金等償還金・・・ P10
  - 動物愛護基金積立金・・・・・・・・・・ P11
  - 千葉市介護保険事業特別会計繰出金及び  
議案第7号  
令和7年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
    - 介護保険システム改修(繰越明許の設定)・・・・・・・・・・ P12
    - 大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援事業  
(繰越明許の設定)・・・・・・・・・・ P14
    - 障害者総合支援扶助事業・・・・・・・・・・ P15
- 2 議案第6号 令和7年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
  - 子ども・子育て支援金に係るシステム改修・・・・・・・・・・ P16
  - 国民健康保険財政調整基金積立金・・・・・・・・・・ P17
- 3 議案第8号 令和7年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
  - 子ども・子育て支援金に係るシステム改修・・・・・・・・・・ P18
- 4 議案第7号 令和7年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
  - 介護給付準備基金積立金・・・・・・・・・・ P19
- 5 議案第45号 千葉市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・ P20
- 6 議案第46号 千葉市霊園設置管理条例の一部改正について・・・・・・・・・・ P22
- 7 議案第47号 千葉市療育センター設置管理条例の一部改正について・・・・・・・・・・ P24

## 【議案第5号】

## 令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

## 〔生活保護費等追加給付（繰越明許の設定）〕

補正予算書 P11、38

## 1 補正理由

平成25年に国が実施した生活扶助基準改定に関する令和7年6月の最高裁判決を踏まえ、当該改定以降に生活保護を受給した約42,000世帯に対し、生活扶助費の追加給付を行う必要が生じたことから、必要な経費を補正し、繰越明許の設定を行うものである。

また、生活保護と同様の給付を行っている中国残留邦人等に対する支援給付についても、同様に追加給付を行う。

## 2 補正予算額

2,450,859千円（繰越明許費）

【財源】	扶助費	国庫支出金	(3/4)	1,642,500千円
		一般財源	(1/4)	547,500千円
	事務費	国庫支出金	(10/10)	260,859千円

## 3 事業概要

平成25年8月以降に生活保護を受給していた世帯等に対し、受給当時の基準と国が新たに決定した基準との差額を追加給付する。

給付額は、国資料に基づき、当時の受給時期により異なるが、主に、当時受給していた生活扶助費等の単価×2.4%となる。

	現在保護受給中の世帯	保護廃止世帯（見込み）
対象世帯数 （概算）	18,000世帯	24,000世帯 ※令和8年度 12,000世帯 令和9年度 12,000世帯
申請方法	職権により行う 世帯主等からの申請は不要	受給当時の世帯主等が申出書を提出 ※当時の全世帯員の戸籍謄本等を添付

支給開始日は、

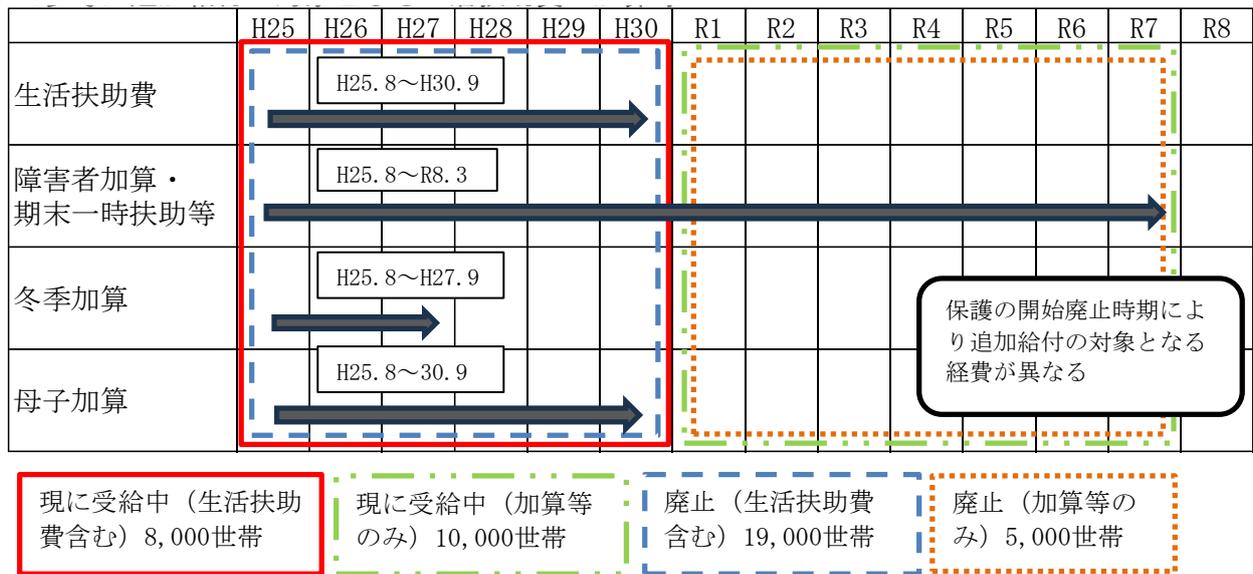
- ・ 現在保護受給中の世帯は、システムベンダ等との協議の上で今後調整予定。
- ・ 保護廃止世帯は、申出受付時期を今後国が統一的に示す予定。

**【参考1】最高裁判決の概要**

国は、平成25年の生活扶助基準について、物価変動率（▲4.78%）による改定を行った。

最高裁は、令和7年6月、当時の改定について、物価変動率のみを直接の指標とすることは基準部会等による審議検討を経ていないなど、その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められない等として、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法とした。

**【参考2】追加給付の対象となる生活扶助費・加算等**



## 【議案第5号】

## 令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

## [生活保護費等国庫負担金償還金]

補正予算書 P38

## 1 補正理由

令和6年度生活保護費等国庫負担金が超過交付となったことから、令和7年度中に超過額を償還する必要があるため、補正するものである。

## 2 補正予算額

897,119千円

【財源】 一般財源 897,119千円

## 3 補正内訳

(単位:千円)

令和6年度	交付決定額 (ア)	確定額 (イ)	超過額 (ア) - (イ)
生活保護費等 国庫負担金	27,997,782	27,100,663	897,119

## 【議案第5号】

## 令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

## [社会福祉基金積立金]

補正予算書 P36

## 1 補正理由

市民などからの寄附金と運用益を社会福祉基金に積み立てるものである。

## 2 補正予算額

59,812千円

【内訳】

(単位：千円)

項目	当初予算額 (a)	決算見込額 (b)	補正予算額 (b)-(a)
寄附金収入	0	59,000	59,000
基金運用収入	749	1,561	812
合計	749	60,561	59,812

## (参考) 社会福祉基金の概要

## ① 基金の目的

障害者（児）、高齢者、児童、母子・父子家庭等の社会福祉の増進を図るために要する費用の財源を積立てるもの。

## ② 充当事業等について

社会福祉法人等に対して、市内の社会福祉施設等の充実並びに福祉に関する活動及び研修の支援等を図るための事業に充当する。

## ③ 基金残高等

(単位：千円)

令和6年度末基金残高		632,359	
令和7年度	積立	寄附金積立額（4月～12月末）	51,333
		寄附金積立額（1月～3月の見込額）	7,667
		運用収入見込額	1,561
		合計	60,561
	取崩	事業等への充当	79,343
令和7年度末基金残高見込		613,577	

**【議案第5号】**

**令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管**

**[検診事業]**

補正予算書 P39

**1 補正理由**

がん検診をはじめとする検診事業において、受診者数の増加により、委託料に不足が見込まれるため、補正するものである。

**2 補正予算額**

149,450千円

【財源】 一般財源 149,450千円

**3 事業概要**

**(1) 事業目的**

市民の健康の増進を図るため、健康増進法に基づく各種検診（がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診等）を実施する。

**(2) 対象者**

主に40歳以上の市民。検診毎に対象年齢等を設定。

**(3) 受診者数等**

	令和6年度 決算	令和7年度 当初予算	令和7年度 決算見込	令和7年度 2月補正
受診者数	278,290人	283,815人	300,857人	17,042人
委託料	1,394,346千円	1,364,487千円	1,513,937千円	149,450千円

**(主な増要因)**

受診者数	令和6年度 決算	令和7年度 当初予算	令和7年度 決算見込
胃がん内視鏡検診	14,035人	14,768人	22,456人
大腸がん検診	71,970人	72,948人	79,167人

## 【議案第5号】

## 令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

## [妊婦乳児健康診査事業]

補正予算書 P26、39

## 1 補正理由

妊婦乳児健康診査事業において、妊娠届出数及び出生数が当初の想定を上回ることに  
よる受診件数の増加により、委託料に不足が見込まれるため、補正するものである。

## 2 補正予算額

47,315千円

【財源】	国庫支出金	4,684千円
	一般財源	42,631千円

## 3 事業概要

## (1) 事業目的

妊婦乳児健康診査事業（妊婦一般健康診査、産婦健康診査、乳児一般健康診査）を  
実施し、健康管理や異常の早期発見、保健指導及び相談支援を通じた育児不安の軽減  
を図るため、費用の一部を助成する。

## (2) 対象者

妊産婦及び乳児

## (3) 受診者数等

	令和6年度 決算	令和7年度 当初予算	令和7年度 決算見込	令和7年度 2月補正
受診者数	82,048人	81,625人	86,480人	4,855人
委託料	648,025千円	630,473千円	677,788千円	47,315千円

## (妊娠届出数・出生数)

	令和6年度 決算	令和7年度 当初予算	令和7年度 決算見込
妊娠届出数	5,735人	5,200人	5,887人
出生数	5,447人	5,200人	5,369人

**【議案第5号】**

**令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管**

**[病院事業繰出金]**

補正予算書 P5、40

**1 補正理由**

人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う病院局職員の給与費の不足への対応のため、一般会計から病院事業会計への負担金の繰出しについて補正するものである。

**2 補正予算額**

258,637千円

【財源】 一般財源

258,637千円

**3 繰出金の内容**

病院局における給与費の不足に対応するため、国が定める基準に基づき、一般会計負担金で対応する政策的医療に係る経費について、病院事業会計に負担金を繰り出す。

【議案第5号】

令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

[予防接種事業]

補正予算書 P39

1 補正理由

予防接種事業について、定期予防接種の件数が予算の見込みを上回ったことにより、予防接種に係る委託料が不足する見込みとなったことから、所要の経費を補正するものである。

2 補正予算額

107,520千円

【財源】 一般財源

107,520千円

3 補正の内訳

(委託料)

(単位：千円)

区 分		予算現額	決算見込額	補正予算額
内 訳	小児等予防接種	1,866,844	1,932,827	65,983
	高齢者予防接種	923,116	964,653	41,537
合 計		2,789,960	2,897,480	107,520

【議案第5号】

令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管  
〔新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫補助金等償還金〕

補正予算書 P39

1 補正理由

令和5年度に実施した、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種に係る経費の実績額が見込みを下回り、受領済みの補助金及び負担金の一部を国に返還する必要があるため、償還金について補正するものである。

2 補正予算額

52,822千円

【財源】 一般財源 52,822千円

【償還額の内訳】

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 51,478千円

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 1,344千円

3 事業概要

(1) 補助金及び負担金の受入済額・実績額など

ア 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金

内容 コールセンター、予診票審査等に関する事務諸経費

補助率 10/10

受入済額 353,000千円

実績額 301,522千円

返還額 51,478千円

イ 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金

内容 個別接種に係る医療機関に支払う接種料

補助率 10/10

受入済額 16,880千円

実績額 15,536千円

返還額 1,344千円

## 【議案第5号】

## 令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

## 〔動物愛護基金積立金〕

補正予算書 P39

## 1 補正理由

市民などからの寄附金と運用益を動物愛護基金に積み立てるものである。

## 2 補正予算額

18,083千円

【内訳】

(単位：千円)

項目	当初予算額 (a)	決算見込額 (b)	補正予算額 (b)-(a)
寄附金収入	0	18,000	18,000
基金運用収入	0	83	83
合計	0	18,083	18,083

## (参考) 動物愛護基金の概要

## ① 基金の目的

動物の愛護を推進するための事業に要する経費の財源を積立てるもの。

## ② 充当事業

動物の適正飼養に係る普及啓発事業、収容動物の譲渡促進及び福祉向上に係る事業、収容動物の管理に係る施設、設備及び機器類の整備事業、その他の動物愛護関連事業に充当する。

## ③ 基金残高等

(単位：千円)

令和6年度末基金残高		39,845	
令和7年度	積立	寄附金積立額（4月～12月末）	14,387
		寄附金積立額（1月～3月の見込額）	3,613
		運用収入見込額	83
	合計	18,083	
取崩	事業等への充当	0	
令和7年度末基金残高見込		57,928	

## 【議案第5号】

## 令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

## 〔千葉市介護保険事業特別会計繰出金〕

## 【議案第7号】

## 令和7年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

## 〔介護保険システム改修（繰越明許の設定）〕

補正予算書 P36、87～91

## 1 補正理由

令和7年度税制改正による給与所得控除の引き上げに伴い、一部の第1号被保険者の保険料段階が変動することで保険料収入が減少することが見込まれることから、令和8年度の保険料算定への影響を回避するため、介護保険法施行令の改正が行われた。

これを踏まえ、介護保険システムの改修を行うため、一般会計を補正したうえで介護保険事業特別会計に繰出し、特別会計予算を増額補正する。なお、本年度から令和8年度に改修を行うことから繰越明許の設定を行うものである。

## 2 補正予算額

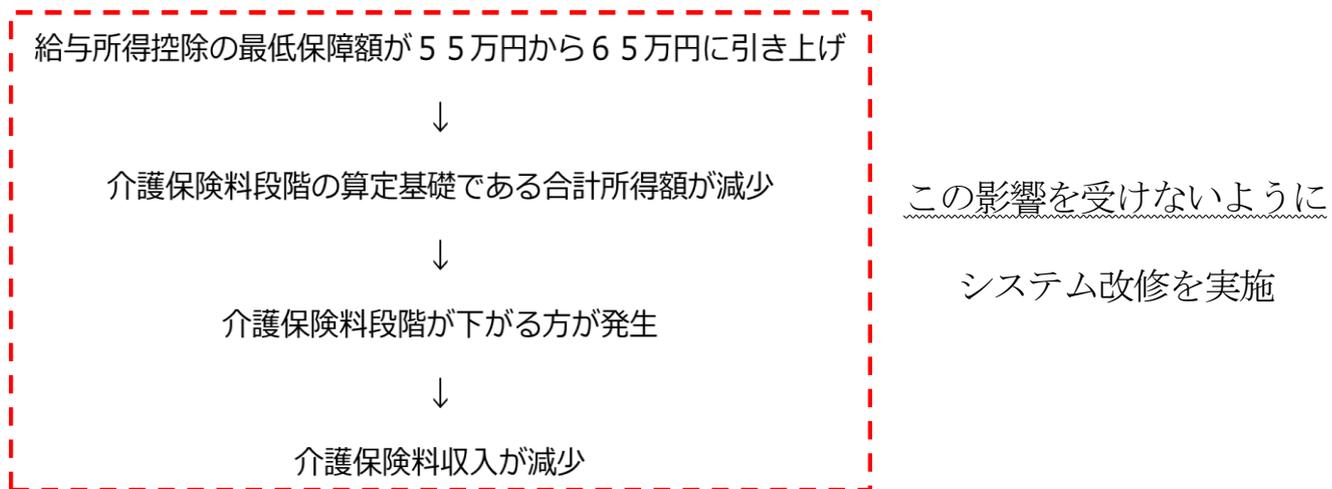
30,888千円（繰越明許費）

【財源】	国庫支出金	15,443千円
	一般財源	15,445千円

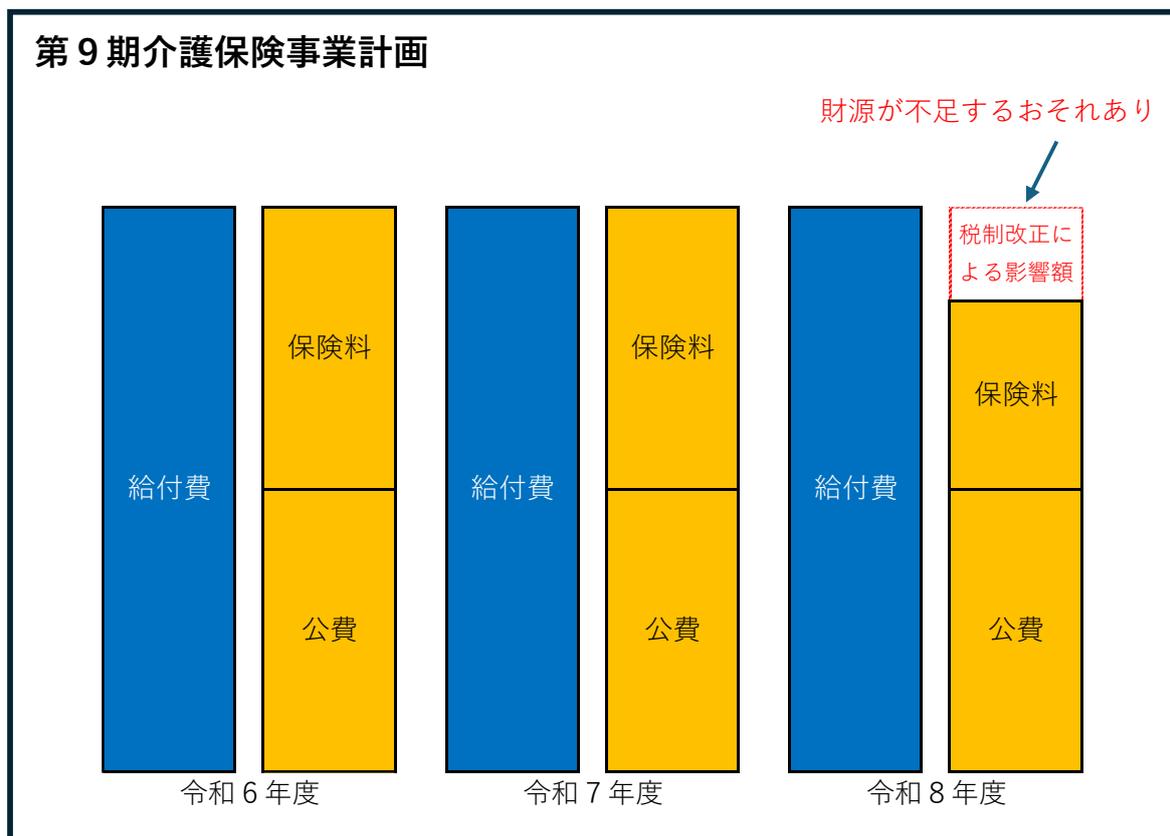
## 3 補正内訳

会計	歳入／歳出	内容	補正予算額（千円）
一般会計	歳出	介護保険事業特別会計繰出金	15,445
介護保険事業 特別会計	歳入	国庫支出金(介護保険事業費補助金)	15,443
		一般会計繰入金	15,445
		<歳入計>	30,888
	歳出	介護保険システム改修委託料	30,888

(参考) 令和7年度税制改正による令和8年度の保険料算定への影響



保険料収入減による介護保険事業計画への影響イメージ



**【議案第5号】**

**令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管**

**[大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援事業（繰越明許の設定）]**

補正予算書 P11

**1 補正理由**

介護人材確保を目的とした大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援事業について、今年度中の事業完了を予定していたが、県から本市への補助金の交付決定が遅れたことに伴い、事業実施者（8者）の事業着手にも遅れが生じ、今年度中の事業完了が困難になったことから、繰越明許の設定を行うものである。

**2 補正予算額**

396,760千円（繰越明許費）

【財源】 県支出金 396,760千円

**3 事業概要**

**(1) 事業目的**

介護人材確保に向けた方策の一つとして、介護現場の負担軽減につながる介護ロボット、ICTの普及促進を図る。

**(2) 事業内容**

施設の大規模修繕と併せて効率的な導入を行うことを条件に、介護ロボット本体の導入や通信環境整備等に必要な経費を補助する。

【議案第5号】

令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

[障害者総合支援扶助事業]

補正予算書 P37

1 補正理由

障害者介護給付等事業や障害児通所給付等事業などにおいて、介護者の高齢化やサービス提供事業者の増加等により、サービス利用が当初の見込みを上回り、障害者総合支援扶助事業費に不足が見込まれるため、補正するものである。

2 補正予算額

5,333,317千円

【財源】 国庫支出金	2,666,658千円 (1/2)
県支出金	1,333,329千円 (1/4)
一般財源	1,333,330千円 (1/4)

(単位：千円)

予算現額 (a)	決算見込額 (b)	補正予算額 (a-b)
34,363,536	39,696,853	5,333,317

3 事業概要

(1) 事業目的

障害者（児）の自立した日常生活、就労等を支援するため、障害福祉サービスの給付等を行う。

(2) 事業内容

- ア 障害者介護給付等事業…常時介護を要する障害者に対し、施設等において、食事や入浴等の介護を行う「生活介護」等
- イ 障害児通所給付等事業…障害児に対し、施設等において、療育訓練などを行う「放課後等デイサービス」等

## 【議案第6号】

## 令和7年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

## [子ども・子育て支援金に係るシステム改修]

補正予算書 P75～83

## 1 補正理由

子ども・子育て支援金制度の創設に対応するため、令和7年度当初予算で債務負担行為として措置していた国民健康保険システム改修費について、国から、年度ごとの出来高に応じた国庫補助とする旨が示されたことから、本年度分の支出に係る経費等について補正するものである。

## 2 補正予算額

## (1) 歳入

(単位：千円)

区分	当初予算額 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B-A)
国庫支出金	0	287,325	287,325

## (2) 歳出

(単位：千円)

区分	当初予算額 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B-A)
システム改修費	0	287,325	287,325

## (3) 債務負担行為限度額（令和8年度支出 財源：国庫支出金）

(単位：千円)

区分	当初予算額 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B-A)
システム改修	385,000	71,832	△313,168

(参考)

- ・予算措置イメージ

	システム改修（令和7年度～令和8年度）	
補正前	令和8年度支出 385,000千円（債務負担行為） ※契約額359,157千円	
補正後	令和7年度支出 287,325千円 （歳入歳出予算）	令和8年度支出 71,832千円 （債務負担行為）

※支出方法を令和8年度完了払いから年度ごとの出来高払いに変更。

- ・改修内容：保険料賦課計算機能、賦課情報管理、決定通知書作成機能追加などの改修

## 【議案第6号】

## 令和7年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

## 〔国民健康保険財政調整基金積立金〕

補正予算書 P75～82

## 1 補正理由

利率の上昇に伴い、基金運用益が当初予算を上回る見込であることから、国民健康保険財政調整基金に積み立てるものである。

## 2 補正予算額

## (1) 歳入

(単位：千円)

区 分	当初予算額 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B-A)
基金運用益	3,300	6,789	3,489

## (2) 歳出

(単位：千円)

区 分	当初予算額 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B-A)
基金積立金	3,300	6,789	3,489

## (参考) 基金残高等

- ・ 令和6年度末残高 2,203,799千円 … ①
- ・ 令和7年度積立額（見込） 6,789千円 … ②
  - 当初見込（基金運用益） … 3,300千円
  - 補正分（基金運用益） … 3,489千円
  - 令和6年度決算剰余金積立 … 0千円
- ・ 令和7年度取崩額（見込） 180,824千円 … ③
- ・ 令和7年度末残高（見込） 2,029,764千円 … ①+②-③

## 【議案第8号】

## 令和7年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

## [子ども・子育て支援金に係るシステム改修]

補正予算書 P92~100

## 1 補正理由

子ども・子育て支援金制度の創設に対応するため、令和7年度当初予算で債務負担行為として措置していた福祉システム改修費について、国から、年度ごとの出来高に応じた国庫補助とする旨が示されたことから、本年度分の支出に係る経費等について補正するものである。

## 2 補正予算額

## (1) 歳入

(単位：千円)

区分	当初予算額 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B-A)
国庫支出金	0	7,524	7,524

## (2) 歳出

(単位：千円)

区分	当初予算額 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B-A)
システム改修費	0	7,524	7,524

## (3) 債務負担行為限度額（令和8年度支出 財源：国庫支出金）

(単位：千円)

区分	当初予算額 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B-A)
システム改修	110,000	1,892	△108,108

(参考)

## ・予算措置イメージ

システム改修（令和7年度～令和8年度）		
補正前	令和8年度支出 110,000千円（債務負担行為） ※契約額9,416千円	
補正後	令和7年度支出 7,524千円 （歳入歳出予算）	令和8年度支出 1,892千円 （債務負担行為）

※支出方法を令和8年度完了払いから年度ごとの出来高払いに変更。

## ・改修内容：保険料賦課情報の管理、決定通知書作成機能追加などの改修

## 【議案第7号】

## 令和7年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

## [介護給付準備基金積立金]

補正予算書 P84～91

## 1 補正理由

介護給付準備基金における令和7年度の基金運用収入について、見込額が当初予算額を上回るため増額補正する。

## 2 補正予算額

4,405千円

【財源】 財産収入（基金運用収入） 4,405千円

## 3 補正内訳

(単位：千円)

歳入／歳出	内容	当初予算額	決算見込額	補正予算額
歳入	財産収入 (基金運用収入)	2,307	6,712	4,405
歳出	基金積立金	2,307	6,712	4,405

## (参考) 基金残高等

(単位：千円)

令和7年5月末残高			1,632,544
令和7年度	積立	令和6年度決算剰余金	924,031
		基金運用収入	6,712
		合計	930,743
	取崩	事業への充当等	△457,641
令和8年5月末残高見込			2,105,646

【議案第45号】

千葉市国民健康保険条例の一部改正について

議案書 P114~131

1 趣旨

国のこども未来戦略による子育て支援策の拡充に要する費用に充てるため、医療保険の被保険者から保険料と併せて子ども・子育て支援金を徴収する制度が創設されたことに伴い、当該支援金の賦課に関し必要な事項を定めるほか、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 子ども・子育て支援金

- ・保険料率の算定方法等に係る規定について、医療分・後期支援分・介護分に加えて子ども・子育て支援金分を追加する。
  - ・賦課方式については、所得割及び被保険者均等割とし、世帯に対して一律に賦課する平等割は適用しない。
  - ・18歳未満の均等割については全額軽減する。
- また、医療分・後期支援分・介護分と同様に所得に応じた法定軽減等を実施する。

(2) 介護納付金

- ・40歳から64歳までの被保険者に賦課する介護納付金について、平等割を廃止するとともに、応能割及び応益割について医療分・後期支援分と同様の賦課割合に変更する。

【改正前】 応能割50：応益割50 → 【改正後】 応能割55：応益割45

3 施行期日

令和8年4月1日

〈参考1〉 令和8年度国民健康保険料（案）

	応能割：55		応益割：45		対象者
	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割		
医療分保険料	7.21%	23,280円	26,640円		全被保険者
後期支援分保険料	2.85%	8,880円	10,320円		
介護分保険料	2.57%	16,560円	廃止		40～64歳まで
子ども・子育て支援金分保険料	0.31%	1,800円			全被保険者

〈参考2〉子ども・子育て支援金制度について（令和8年4月から）

こどもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える分かち合い・連帯の仕組みとして創設。  
子ども・子育て支援法に基づき、国は全ての医療保険者から支援金を徴収し、児童手当の  
拡充や妊婦のための支援給付など、特定の子育て支援策の財源として活用。

※支援金は、令和10年度にかけて段階的に増額

【国全体】令和8年度 概ね6,000億円  
令和9年度 概ね8,000億円  
令和10年度 概ね1兆円

#### 対象事業

- ①児童手当の拡充（令和6年10月から）
  - ・所得制限を撤廃、支給対象の高校生年代までの拡大など
- ②妊婦のための支援給付の創設（令和7年4月から）
  - ・妊婦1人につき5万円 胎児1人につき5万円
- ③乳児等通園支援給付の創設（こども誰でも通園制度）（令和8年4月から）
  - ・保護者の就労状況の有無によらない柔軟な保育所等の利用に係る給付
- ④出生後休業支援給付の創設（令和7年4月から）
  - ・育児休業時の支援給付
- ⑤育児時短就業給付の創設（令和7年4月から）
  - ・時短勤務中の支援給付
- ⑥育児期間中の国民年金保険料免除（令和8年10月から）
  - ・育児期間中の国民年金第1号被保険者の保険料の納付免除

**【議案第46号】**

**千葉市霊園設置管理条例の一部改正について**

議案書 P132～133

**1 趣旨**

千葉市霊園において、使用者の死亡後、承継者が決まるまでの期間の長短により、負担する墓地管理料（以下「管理料」という。）に不公平が生じていることから、これを是正するため、所要の改正を行うものである。

**2 主な内容**

被承継者の地位を承継する許可を受けた者は、承継理由が生じた日（被承継者が亡くなった日）から墓地の使用者であったものとみなすこととする。

※承継者を被承継者の死亡時から使用者であった者とみなすことで、遡って管理料を請求できることとなる。

**3 管理料について**

**(1) 管理料**

共用部分の維持管理費用の一部を一般墓地の使用者に負担してもらうため、墓地の使用者に対し、管理料を賦課している。

墓地の使用者が死亡した場合の管理料については、霊園設置管理条例第20条第3項、第27条第2号の規定により、市長が承継を許可するまでの間は使用者が不在で、債務者を確定できないため、当該墓地に係る管理料を請求しておらず、結果としてその間の管理料の支払いを免れることになる場合もある。

※管理料：1区画につき年額5,020円

※年度途中で使用を開始した場合は、使用開始月からの月割りで賦課する。

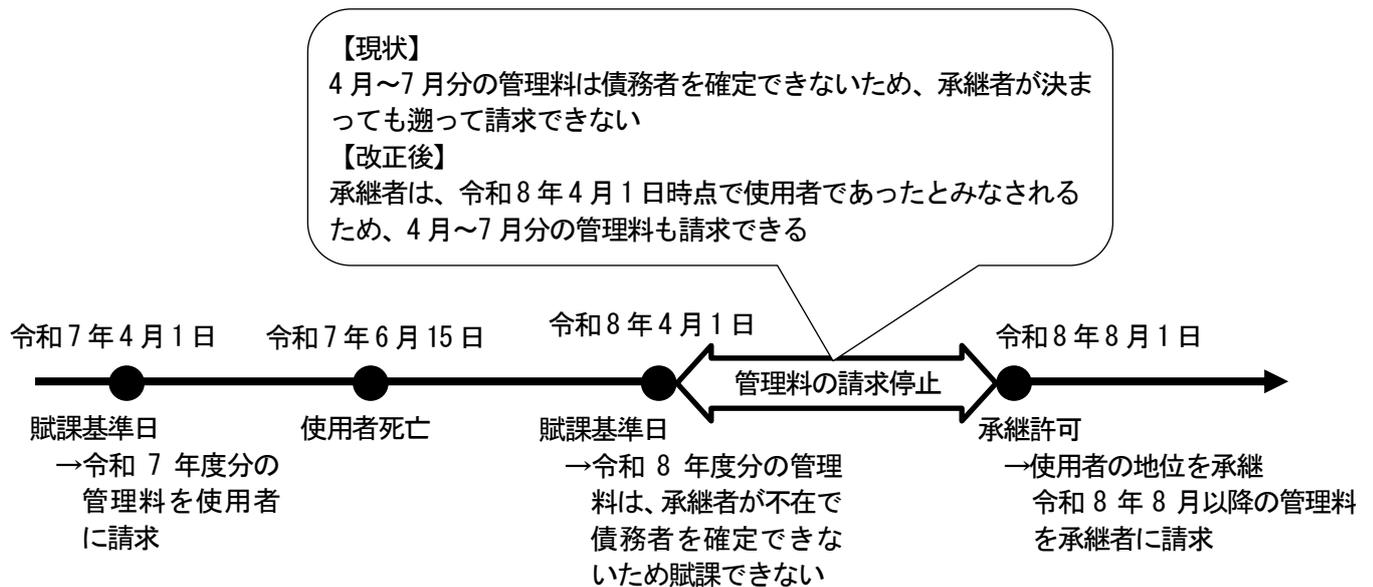
**(2) 請求停止の影響額**

- ・令和5年度 281,990円
- ・令和6年度 301,990円

**4 施行期日**

令和8年4月1日

【参考】 管理料を請求できなくなる期間が生じる例



【参考】 千葉市霊園設置管理条例（抜粋）

（承継）

- 第20条 一般墓地又は桜木霊堂の使用者が死亡した場合において、使用者に代わって引き続き当該一般墓地又は桜木霊堂を使用しようとする者（祭祀を主宰する者に限る。以下「承継者」という。）は、使用者の地位を承継することができる。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
- 2 合葬式墓地又は合葬式樹木葬墓地の使用者の地位は、承継することができない。ただし、規則で定める者が承継する場合は、この限りでない。
- 3 前2項の規定による承継をしようとする者は、遅滞なく指定管理者に申請し、その許可を受けることにより、使用者の地位を承継することができる。

（管理料）

第27条 一般墓地の使用者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額の管理料を納付しなければならない。

- (1) 年度の初日において一般墓地の使用の許可を受けている者 1区画1年につき5,020円
- (2) 年度の中途において一般墓地の使用の許可を受けた者(前号に掲げる者を除く。)

前号に定める管理料の額に、当該許可を受けた日の属する月から当該年度の末月までの月数を乗じた額を12で除して得た額(その額に10円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)

【議案第47号】

千葉市療育センター設置管理条例の一部改正について

議案書 P134~135

1 趣旨

療育センター（本館）は大規模改修のため、令和6年10月1日から仮設建物及び分館（はまのわ）に施設機能を分散・仮移転していたが、大規模改修の完了に伴い、元の位置に戻るため、条例の一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 療育センター（本館）の位置の変更

(変更前) 千葉市中央区末広3丁目22番21号

(変更後) 千葉市美浜区高浜4丁目8番3号

(2) 施設等の変更

変更前		変更後	
仮設建物	心身障害児総合通園センター (療育相談所、障害児通所支援事業所)	本館	心身障害児総合通園センター
分館	いずみの家(障害福祉サービス事業所)		体育室(再開)
	ふれあいの家(身体障害者福祉センター)		いずみの家
		分館	ふれあいの家

3 施行期日

令和8年5月1日